

令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託仕様書

1 業務名

令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

2 履行期間

契約の日から令和5年3月24日

3 業務概要

(1) 現況と課題

平成30年7月に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である史跡原城跡は、禁教のきっかけとなる出来事である『島原・天草一揆』の舞台である。

本市では、世界遺産の価値をよりリアルに伝えるために南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会を立ち上げ、原城跡に関する歴史資料の収集を進めている。

しかしながら、島原・天草一揆に関連する絵図等の史料は、大名が記したものが全国各地に多数存在しているが、博物館や資料館、大学等がすでに所蔵しており、それらを市が収集することはほぼ不可能で、実際に所持しているものも少ない。

島原・天草一揆の絵図等の史料は、原城跡の価値の理解促進に欠かせないものであり、所蔵元の協力を得ながら公開・活用していく必要がある。

(2) 業務概要

島原・天草一揆に関連する絵図等の史料について、過去に全国的に絵図資料調査を実施させていただいた博物館や資料館、大学等の協力を得ながら史料の高精細デジタル化を行い、タイトル、概要の解説を作成し多言語化したうえでデータベースに蓄積していくこととする。

また、これまでの発掘調査により出土した遺物等についても、名称、解説の多言語化を行い、同様にデータベースに蓄積していくこととしている。

これらのデータは、一定の数量が整った後、整備を予定している「原城跡世界遺産センター」、あるいは既存の展示施設である「有馬キリシタン遺産記念館」においてデジタル展示として公開するために活用していくことを想定している。

4 業務内容

(1) 史料高精細デジタル化

本業務委託において対象とする絵図の案は次の表に記載の絵図とする。

なお、撮影機材、撮影方法、撮影位置及び設定、縮率、保存用画像データ作成等については、企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上決定する。

No.	資料名	所蔵先	法量
1	嶋原陣図屏風「出陣図」	朝倉市秋月博物館	175.5×387.0
2	嶋原陣図屏風「戦闘図」	朝倉市秋月博物館	175.5×387.0
3	嶋原御陣図	柳川古文書館	178.8×204.6
4	切支丹一揆籠原城図	個人蔵	131.0×113.5
5	肥前国高木郡原城之図	個人蔵	111.5×158.0
6	肥前島原城攻之図	個人蔵	171.5×150.2
7	肥前嶋原図	個人蔵	106.2×116.2
8	原城包囲陣型図	個人蔵	181.0×190.0
9	惣陣元ノ図	南島原市所蔵	66.2×89.7
10	肥前國高来郡原城之図	南島原市所蔵	175.0×197.0
11	肥前國高来郡原城之図	南島原市所蔵	165.8×192.4
12	肥前国嶋原合戦之図	南島原市所蔵	114.5×141.5
13	肥前國嶋原古城之図	南島原市所蔵	46.8×66.8
14	陣地図	南島原市所蔵	58.2×70.0
15	原之城御陣取	南島原市所蔵	72.5×72.0
16	原城図	南島原市所蔵	57.5×40.9

※所蔵先との調整の結果、別の資料に変更となる場合がある。

※デジタル化の優先度については表の番号順とする。

※撮影場所については No. 1～2 は朝倉市秋月博物館内、No. 3 は柳川古文書館を想定（調整中）、No. 4 以下は南島原市内公共施設で行う。

（２）史料及び遺物等の多言語化

以下の点数の多言語化（英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語の４言語）を実施する。翻訳する日本語の文字数は合計 5,000 字とする。

・高精細化デジタルデータ（史料名及び概要解説） 9 点

※9 点とは限らず、予算内で表に示す 16 点の撮影が可能であれば協議の上調整を行うものとする。

・出土遺物等（名称及び解説文） 41 点

※文字数等については企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上調整を行うものとする。

（３）デジタルアーカイブ構築

多言語化した史料、遺物、遺構のデータを保管するためのデジタルアーカイブの構築を行う。

デジタルアーカイブは既成のシステムの活用を想定しており、出土遺物の管

詳細については、企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上決定するものとする。

本業務の成果品は、令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託に係る成果一式、納品数量等は以下のとおりとする。

- ※納品データ形式等は企画提案書に記載された内容に基づき、発注者と受注者
双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

- ※納品データ形式等は企画提案書に記載された内容に基づき、発注者と受注者
双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

- ※デジタルアーカイブの成果品については、企画提案書に記載された内容に基づき発注者と受注者双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

- ※①～③までの成果品が視覚的に確認できる資料や本業務の過程（協議記録や業務時の写真など）を記録し、一連の業務が仕様書に記載された項目すべてで適正に行われたことが確認できるよう報告書として取りまとめたうえで提出すること。

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は本市に帰属する。

この仕様書に定めのない事項、またはこの業務にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者双方で協議するものとする。